

2021年12月28日

お客さま各位

SMBC コンシューマーファイナンス株式会社

(12月28日修正)

当社が保証する提携先金融機関（横浜銀行）の保証委託約款一部改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

2021年12月27日(月)より、SMBC コンシューマーファイナンス株式会社が保証する株式会社横浜銀行の「横浜銀行カードローン」および「横浜銀行フリーローン」の保証委託約款(以下、「約款」といいます)を一部改定いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

※「3. 改定後の約款が適用されるお客さま」の中で、一部誤った情報を掲載しておりました。申し訳ございません。修正した内容につきましては赤文字で記載しております内容をご確認ください。

記

1. 対象の約款

提携先金融機関	商品名	対象の約款
横浜銀行	横浜銀行カードローン	横浜銀行カードローン保証委託約款
	横浜銀行フリーローン	横浜銀行フリーローン保証委託約款

2. 改定概要

約款	改定する条項	改定概要
横浜銀行カードローン 保証委託約款	求償権の事前行使(第6条)	求償権の事前行使に係る条項を一部改定します。
横浜銀行フリーローン 保証委託約款	求償権の事前行使(第6条)	求償権の事前行使に係る条項を一部改定します。

※新旧対比表は本書の末尾に掲載しております。

3. 改定後の約款が適用されるお客さま

- 1) 2021年12月26日までにご契約いただいたお客さまは2022年1月27日から本内容が適用されます。
- 2) 2021年12月27日以降にご契約いただくお客さま。

新旧対比表

「横浜銀行カードローン保証委託約款」「横浜銀行フリーローン保証委託約款」

<p>第6条(求償権の事前行使)</p> <p>1. 保証委託者が次の各号のいずれかに該当した場合、保証会社は、第4条による代位弁済前であっても、保証委託者に対し、残債務の全部または一部について求償権を行使することができるものとします。</p> <p>①金融機関等または保証会社に対する債務の一部でも履行を怠ったとき</p> <p>②保全処分、強制執行、競売の申立て、破産手続開始の申立て、特定調停の申立て、民事再生手続開始その他これらに類する申立てがあったとき</p> <p>③租税公課の滞納処分または手形交換所の取引停止処分を受けたとき</p> <p>④ローン契約または本保証委託契約の条項への重大な違反があるとき</p> <p>⑤その他保証委託者の資力の減少等を理由とした債権保全のため保証会社が必要と認めたとき</p> <p>2. 保証委託者は、保証会社が前項により求償権を事前行使する場合には、ローン契約に基づく債務または被保証債務について供託もしくは担保がある与否とを問わず、求償に応じ、かつ、保証会社に対し、担保の提供またはローン契約に基づく債務の免責を請求しないものとします。ただし、保証委託者が残債務等に照らして十分な供託をし、または保証会社に対する十分な担保の提供をした場合には、保証委託者は、保証会社からの事前の求償権の行使に応じないことができるものとします。</p> <p><u>3. (追加)</u></p>	<p>第6条(求償権の事前行使)</p> <p>1. 省略(変更なし)</p> <p>2. <u>前項の規定により保証委託者が保証会社に対して償還をする場合において、金融機関等が全部の弁済を受けない間は、保証委託者は、保証会社に担保を供させ、又は保証会社に対して自己に免責を得させることを請求することができるものとします。</u></p> <p>3. <u>前項に規定する場合において、保証委託者は、供託をし、担保を供し、又は保証会社に免責を得させて、その償還の義務を免れることができるものとします。</u></p>

以上